

川の魅力を活用した水辺空間整備

目的

学校の完全週5日制や小中学校における「総合的な学習の時間」の導入などを背景に、環境学習や自然体験活動のフィールドとして、身近に存在し、自然環境が豊かな川への注目が集まっています。

また、現在の川づくりでは、川を治水、利水の役割を担うだけではなく、うるおいのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境として捉えられ、地域の風土と文化を形成する重要な要素として、個性を活かした川づくりが進められています。

○身近な自然としての川への関心が高まっている。

○地域の個性を活かした川づくりが進められている。

以上を勘案し、当社では、地域の個性や川の魅力を活かした水辺空間整備について、事業の進め方や整備の方向性について提案し、安全で快適な水辺空間づくりの支援を行います。

水辺の楽校プロジェクトの実施フロー

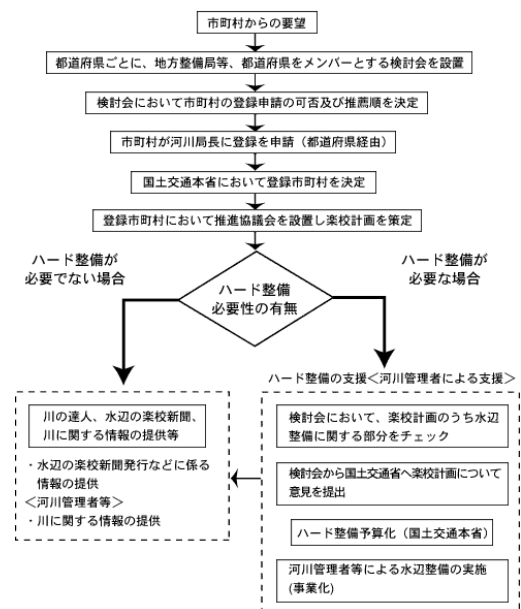


図 ー 支援プロジェクト例（水辺の楽校プロジェクト）

内容

川の魅力を活かした水辺空間整備では、以下のような取り組みの実施が考えられます。

○水辺空間整備の立案

- ・住民参加による地域ニーズや個性ある水辺整備計画の立案
- ・協議会・ワークショップ等の運営
- ・河川管理者との協議支援

○申請書作成支援

- ・水辺の楽校等、申請書類の作成

技術ポイント

（1）住民参加による川づくり

地域の個性や魅力を最大限に活かし、地域みなさんに愛着を持って利用してもらえる水辺とするためには、住民参加により意見を伺いながら計画を進めることが必要となります。

計画立案の段階から地域みなさんにご参加いただき、計画へ意見をフィードバックさせることで個性ある川づくりが行えます。



▲協議会の運営

(2) 協議会・ワークショップの運営

水辺空間整備における住民の参加では、協議会方式でみなさんのご意見を伺いながら計画立案する方法が多く用いられます。近年では、住民への川づくりへの積極的な参加の要望や水辺空間の日常管理への展開を踏まえ、住民が主体となるワークショップ方式も採用されています。当社では、実績を活かし、住民にわかりやすい資料作成や会議運営、ワークショップにおけるファシリテーター（進行役）を担当します。



▲スケッチで整備後のイメージを共有

(3) 河川管理者との協議支援

水辺空間整備では、「工作物設置許可基準」「河川敷地等占用許可準則」など河川空間特有の制限があります。樹木の植樹や伐採についても基準が定められています。水辺空間整備の適切な時期において河川管理者との協議資料の作成や支援を行い、地域の川づくりをより現実的なものとします。

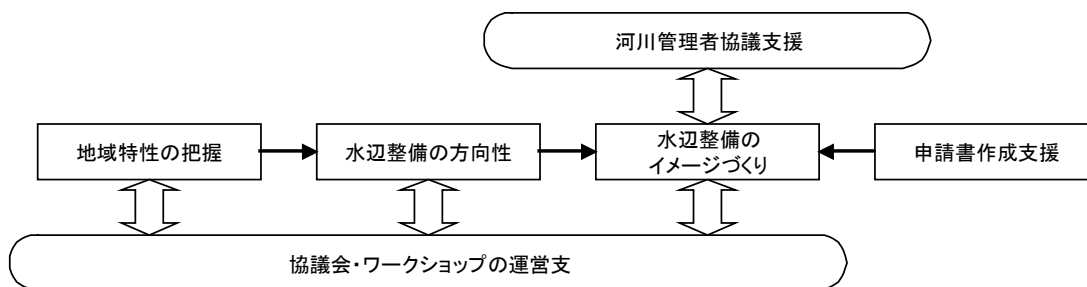
(4) 申請書作成支援

水辺空間整備においては、「子どもの水辺サポートセンター」や「水辺の楽校整備事業」へ登録など申請が必要となるケースもあります。

当社では、これら申請書作成の支援を行います。

事業の流れ〔当社の実施範囲〕

本件における事業の流れは下図のようになります。



当社実績

- ・「木曾岬町河川公園実施設計業務」（平成 12 年） 三重県木曾岬町
- ・「平田リバーサイドプラザ整備事業基本設計業務委託」（平成 13 年度） 岐阜県平田町
- ・「輪之内町水辺の楽校実施設計業務」（平成 15 年） 岐阜県輪之内町
- ・犀川地区「水辺の学校」基本構想策定業務（平成 16 年） 岐阜県瑞穂市

玉野総合コンサルタント株式会社

お問い合わせ先： 事業企画部 (TEL. 052-979-3960/FAX. 052-979-3970)